

平成29年5月9日

審査庁

天理市長 並 河 健 様

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 川 崎 祥 記

個人情報開示請求に対する決定に係る審査請求について（答申）

平成29年3月6日付け天審第8号で諮問のあった下記の事件について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報開示請求に対する決定（不存在決定）に係る審査請求についての諮問事件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

口頭意見陳述を含め、審査請求人及び実施機関から天理市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された全ての資料を総合的に判断した結果、審査会の結論は以下のとおりである。

天理市長が平成29年2月13日付け天地第224号「地域安全課が保有する公文書に私の氏名情報が記載されているものすべての開示」で審査請求人に対し、対象となる個人情報を保有していない通知を行ったことについて、個人情報開示請求の対象となる審査請求人の個人情報が記載されている公文書は存在しないとした決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成29年2月3日、天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、天理市長（以下「実施機関」という。）に対し、条例第18条の規定により、「地域安全課が保有する公文書に私の氏名情報が記載されているものすべての開示」の個人情報開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成29年2月13日、実施機関は、対象となる個人情報を保有していないため不存在として決定を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年2月13日、上記個人情報開示請求に対する決定（不存在決定）の処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定に基づき、実施機関に対し、自己情報の開示を求める審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年3月6日、実施機関は、条例第26条第1項の規定に基づき、審査会に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨及び意見

審査請求人の主張要旨及び意見は、次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

職員個人の段階のものではなく、地域安全課において事務上必要なものとして利用・保管・保存されている状態のものが存在する。

#### 2 審査請求の理由

公文書の有無と地域安全課の個人情報の収集が天理市個人情報保護条例の第6条に基づいてされたのかの審査

#### 3 意見書

別紙の内容のとおり

#### 4 口頭意見陳述

審査請求人より口頭意見陳述が行われ、その内容は、次のとおりである。

- ・ 社会福祉課の課長が地域安全の部分で地域安全課へ警察から出向してきた人が母親の家と親戚の家に行った。なぜ他の社会福祉課の課長が地域安全課の奈良県警から出向してきた人が行っていることを知り得たのか。組織的な文書が地域安全課にあり、それを見たとしか考えられない。地域安全課において、組織的な文書が存在している。
- ・ 地域安全連絡所において、警察などから情報が漏れていることが前々から分かっており、市において会議が行われているのが明らかだと思う。それが地域安全課である。
- ・ 社会福祉課の相談支援員が親戚の名前を見て知っている人かとも思ったのは、名前を聞いたからからではなく、文書があり、文字として文書を見て奈良県警の知っている人と思ったのだと思う。
- ・ 母親の弟が奈良県警で働いていた事実が地域安全課によって調べられている。
- ・ 行政では全てにおいて文書によって管理している。
- ・ 親がまだ生きていることは確実な個人情報であり、母親の旧姓まで調べてわざわざ親戚の家へ行き、天理市個人情報保護条例第6条に基づいて行われていないと思う。

- ・地域安全課には公文書があると思うのだが、名誉棄損になるから出せないのと思う。
- ・公文書については、条例にあるとおり、職員が作成したもの全てだと思うが、それが、前回の答申で、組織的なものと出たので、組織的なものが公文書になるのと思う。
- ・社会福祉課の相談支援員が言っていたように、近隣トラブルの加害者で村八分を受けているとの元の文書が地域安全課に存在しているので、引継かどうかは分からないが伝わっていつているんだと思う。会議も行われていると認識している。
- ・地域安全課が情報をもっていて、警察なり、地域安全連絡所なりのところから漏れている。いろんな部分で会議等で話し合われて、守秘義務を守らない人がいて、情報が洩れている。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から弁明書において、決定の内容として「公文書はありません」、理由として「請求者の個人情報に記載した開示となる公文書は存在していません」との説明があった。

#### 第5 審査会の判断の理由

審査会における審議は、開示請求又は訂正等の請求に対する実施機関の判断の適法性又は不当性について行われるものであり、当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

個人情報開示請求の対象については、条例第15条において「公文書に記録されている自己情報の開示の請求をすることができる」と規定されている。

また、「公文書」については、条例第2条第5号において「天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）第2条第2号に規定する公文書をいう」と規定されており、同条例第2条第2号において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影した

マイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう。」と規定されている。

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員がその職務の範囲内において作成し、又は取得した場合であり、「職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において事務上必要なものとして利用・保管・保存されている状態のものと考えられる。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)においても、行政機関の職員が「職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味するとされている。(厚生労働省「行政文書に関する判断基準」)

審査請求人の口頭意見陳述を含め、審査請求人及び実施機関から審査会に提出された全ての資料を条例に則し判断した結果、審査請求人の実施機関に組織的な公文書が存在するとの主張について、審査会が確認したところ、実施機関において本件個人情報開示請求に係る公的立場で組織としての共用文書の実質を備えた公文書の存在は確認できなかった。

また、当該公文書の存在の具体性について、審査請求人の主張にある地域安全連絡所は天理市の所管する組織ではなく、一般的に行政において職員個人間で必要な範囲において情報交換されたことが文書として残らない場合もあることに鑑みると、審査請求人の公文書の存在の主張に対する実施機関の本件個人情報開示請求に係る公文書は存在しないとする説明は是認できると判断する。

## 第6 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

意見書

地域安全課と社会福祉課・課長と相談支援員は関係がある。

頼んでもいないのに支援と称し家を訪問してきた相談支援員が、「審査請求人が近隣トラブルの加害者で村八分のような状態になっている」という内容の『文書』を見たと言った。

社会福祉課・課長と相談支援員は口頭意見陳述において「支援とは生活困窮者自立支援法による支援である」という虚偽の意見陳述をし、相談支援員が個人的に作成したとされる支援のための備忘録（『ダミーの参考資料』）を審査会に提出し、審査会は、公文書は存在しないとする実施機関の決定は是認できると判断した。

相談支援員が、自身が作成した支援のための備忘録を「審査請求人が近隣トラブルの加害者で村八分のような状態になっているという内容の文書を見た」と言うのはあまりにも不自然である。

地域安全課（防犯の業務を担当し、不審者の情報を電子メールで配信する等のことを行っている）において「審査請求人が近隣トラブルの加害者で村八分のような状態になっている」という内容の文書が、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織において事務上必要なものとして利用・保管・保存されているおり、それを社会福祉課の相談支援員が見たのである。

地域安全課の課長は、奈良県警から出向している警察官（警部・警視・警視正）である。

社会福祉課の相談支援員は、奈良県警のOBである。

天理市情報公開・個人情報保護審査会の委員は天理市長より委嘱されており、天理市長の恣意性が介入している。

天理市情報公開・個人情報保護審査会の存在意義は、公正な審査ではなく、いかなる場合においても実施機関・処分庁の決定を是認し公文書を開示させないことにある。

天理市情報公開・個人情報保護審査会が、天理市にとって不都合な部分を削除し、意見書の内容を勝手に要約するのを防ぐため、答申において意見書の全文の掲載をお願いする。

天理市情報公開・個人情報保護審査会審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関から諮問を受けた。</li> <li>・実施機関から弁明書の提出を受けた。</li> </ul>
平成29年3月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求人から口頭意見陳述申立書の提出を受けた。</li> <li>・審査請求人から実施機関の弁明書に対する意見書及び説明資料の提出を受けた。</li> </ul>
平成29年4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の審議を行った。</li> </ul>
平成29年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関に対して答申を行った。</li> </ul>

天理市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属	備 考
あおき けいこ 青木 慶子	オフィス・アオキ代表	
あさかわ ちひろ 浅川 千尋	天理大学教授	※欠席
かわさき よしのり 川崎 祥記	弁護士	会長
なかじま たかし 中嶋 崇	アクト経営会計事務所 所長	
にしやま ひろし 西山 博志	奈良テレビ放送株式会社 ゼネラル・プロデューサー	副会長

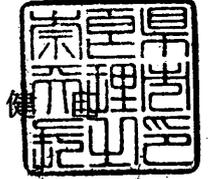
天審第8号

平成29年3月6日

天理市情報公開・個人情報保護審査会

会長 川崎 祥記 様

天理市長 並 河



個人情報開示請求に対する決定に係る審査請求について（諮問）

このことについて、天理市個人情報保護条例第26条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

- 1 審査請求に係る決定の対象となった個人情報の件名又は内容  
地域安全課が保有する公文書に私の氏名情報が記載されているものすべての開示。
- 2 決定の内容及び経緯  
平成29年2月13日付け天地第224号で請求人に対し、「地域安全課が保有する公文書に私の氏名情報が記載されているものすべての開示」について、対象となる個人情報を保有していない通知を行った。
- 3 審査請求の内容  
職員個人の段階のものではなく、地域安全課において事務上必要なものとして利用・保管・保存されている状態のものが存在する。公文書の有無と地域安全課の個人情報の収集が天理市個人情報保護条例の第6条に基づいてされたのか。
- 4 添付書類
  - (1) 審査請求書の写し
  - (2) 個人情報開示請求書の写し

(3) 開示決定等の写し

(4) 処理簿の写し

(5) 弁明書の写し